



鳥取県公報

令和6年3月29日（金）
号外第38号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則	
	(22) (脱炭素社会推進課)	5
	鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (23) (自然共生課)	9
	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (24) (水環境保全課)	12
	鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則 (25) (〃)	14
	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (26) (林政企画課)	15
	鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (27) (県土総務課)	17
	鳥取県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則 (28) (港湾課)	18
	鳥取県会計規則等の一部を改正する規則 (29) (会計指導課)	22
	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則を廃止する規則 (30) (消防防災課)	46
◇ 訓 令	鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令	
	(3) (デジタル基盤整備課)	47
	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する規程 (4) (政策法務課)	48

——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部が改正され、温室効果ガス総排出量の算定に係る都市ガス等の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数が変更されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 電気、都市ガス及び熱の供給に係る温室効果ガス排出量の算定に用いる様式について所要の改正を行う。
- (2) 温室効果ガス排出抑制等への寄与的取組について定めた規定中引用する特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の条項を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正
特別地区内の行為の許可基準について定めた規定及び特別地区内における許可等を要しない行為等を定めた規定中引用する漁港漁場整備法の題名及び条項を改める。
- (2) 鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正
特別地域内における許可又は届出を要しない行為を定めた規定中引用する漁港漁場整備法の題名及び条項を改める。
- (3) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正により、浄化槽保守点検業者が営業所に置かなければならぬ浄化槽管理士について、浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者が加えられることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書等の様式中「知事が指定する研修を受けた年月日」の欄に記載する事項について、浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者にあっては、浄化槽管理士免状の交付の年月日を記載することとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方自治法及び地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の規定中引用する地方自治法及び地方公営企業法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和7年3月31日まで（現行 令和6年3月31日まで）とする。

(2) 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和7年3月31日まで（現行 令和6年3月31日まで）とする。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県収用委員会事務局の体制の強化を図るため、事務局に置くことができる職に主幹を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県収用委員会事務局に置くことができる職に主幹を加える。

(2) 主幹の職務を定める。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

漁港漁場整備法の一部が改正され、漁港管理者の認定を受けた漁港施設等活用事業の実施に関する計画に定められた漁港施設を当該計画を実施する者に貸し付けることができることとされたこと等に伴い、鳥取県公有財産事務取扱規則の特則を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 漁港施設の貸付期間は、漁港施設等活用事業の実施期間として活用推進計画に定められた期間以内とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方自治法等の一部が改正され、指定公金事務取扱者制度が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計規則の一部改正

ア 指定公金事務取扱者の指定に係る手続等を定める。

イ 納付書により納付することができる歳入歳出外現金に森林環境税を追加する。

ウ 出納員等の引継ぎに関する規定を削除する。

エ 県の内部組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

オ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県物品事務取扱規則の一部改正

(1)ウに準じた改正を行う。

(3) 鳥取県会計管理部組織規則の一部改正

各課の所掌事務を定める規定中引用する地方自治法の条項を改める。

(4) 鳥取県会計管理部等事務決裁規則の一部改正

指定公金事務取扱者の指定については、会計管理者が専決することとする等所要の改正を行う。

(5) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則を廃止する規則

1 規則の廃止理由

鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付事務を見直し、鳥取県補助金等交付規則（以下「補助金等規則」という。）による事務処理を行うこととしたことに伴い、補助金等規則に対する特別の定めとして鳥取県防災・危機管理対策交付金に関し必要な事項を定める規則を廃止する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則は、廃止する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第22号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(寄与的取組)	(寄与的取組)
第9条 略	第9条 略
2 条例第10条の規則で定める取組は、次の表の左欄に掲げる取組とし、同条の規定により自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる量は、同表の左欄に掲げる取組に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算定方法により算定した量とする。	2 条例第10条の規則で定める取組は、次の表の左欄に掲げる取組とし、同条の規定により自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる量は、同表の左欄に掲げる取組に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算定方法により算定した量とする。
(1) 再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	(1) 再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給
ア 再生可能エネルギーの利用により供給された電力については、当該電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下この表において「省令」という。） <u>第2条第5項</u> に定める係数を乗じて算定した量 イ 略	ア 再生可能エネルギーの利用により供給された電力については、当該電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下この表において「省令」という。） <u>第2条第4項</u> に定める係数を乗じて算定した量 イ 略
略	略
様式第1号（第5条、第7条関係）	様式第1号（第5条、第7条関係）
事業者取組計画書	事業者取組計画書
職 氏名 様	職 氏名 様
年 月 日	年 月 日
届出者 住所	届出者 住所
氏名 (法人にあっては、名	氏名 (法人にあっては、名

称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

略

注 略

様式第2号（第5条、第7条、第8条関係）

温室効果ガス排出量内訳書

温室効果ガス排出量内訳書						
燃料	エネルギー種別	実数値	単位	発熱量換算係数	単位	原油換算数量(kd)
揮発油(ガソリン)		kℓ	GJ/kℓ		t-C/GJ	
灯油		kℓ	GJ/kℓ		t-C/GJ	
軽油		kℓ	GJ/kℓ		t-C/GJ	
A重油		kℓ	GJ/kℓ		t-C/GJ	
液化石油ガス(LPG)		t	GJ/t		t-C/GJ	
液化天然ガス(LNG)		t	GJ/t		t-C/GJ	
都市ガス(CNGを含む。)		千m ³	GJ/千m ³		t-C/GJ	
ガス事業者等の名称						
産業用蒸気		GJ	—		t-CO2/GJ	
産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水		GJ	—		t-CO2/GJ	
熱供給事業者等の名称						
上記以外のエネルギー	()	()	()	()	()/GJ	
	()	()	()	()	()/GJ	
	()	()	()	()	()/GJ	
小計	—	—	—	—	—	
電気	買電	電気事業者等からの買電	千kWh		t-CO2/千kWh	
		電気事業者等の名称				
上記以外の買電	()	千kWh	GJ/千kWh		t-CO2/千kWh	
	()	千kWh	GJ/千kWh		t-CO2/千kWh	
	()	千kWh	GJ/千kWh		t-CO2/千kWh	
自家発電		千kWh	GJ/千kWh		t-CO2/千kWh	
小計	—	—	—	—	—	
	合計	—	—	—	—	

略

注 1～4 略

5 ガス事業者等とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第3条第1項第1号イに規定するガス事業者及びガス事業者以外の者をいいます。

6 略

7 略

8 熱供給事業者等とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項第1号ニに規定する熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者をいいます。

9 電気事業者等とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項第1号ハに規定する電気事業者及び電気事業者以外の者をいいます。

10 「都市ガス」、「産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水」、「電気事業者からの買電」の欄については、経済産業省・環境省が公表する事業者別の排出係数を使用して二酸化炭素換算数量を計算してください。

11 自家発電分は、実数値と発熱量換算係数のみを記載してください。

12 略

称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

略

注 略

様式第2号（第5条、第7条、第8条関係）

温室効果ガス排出量内訳書

温室効果ガス排出量内訳書						
燃料	エネルギー種別	単位	実数値	原油換算数量(キロリットル)	二酸化炭素換算数量(トン)	
揮発油(ガソリン)		キロリットル				
灯油		キロリットル				
軽油		キロリットル				
A重油		キロリットル				
液化石油ガス(LPG)	()					
液化天然ガス(LNG)	()					
都市ガス(CNGを含む。)	千立方メートル					
産業用蒸気	ギガジュール					
産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	ギガジュール					
上記以外のエネルギー	()	()	()	()/GJ		
	()	()	()	()/GJ		
	()	()	()	()/GJ		
小計	—	—	—	—		
蒸気、温水、冷水の供給元						
電気	小売電気事業者からの買電	昼間買電	千キロワット時			
		夜間買電	千キロワット時			
その他	上記以外の買電	()				
	自家発電	()				
	小計	—	—	—		
	合計	—	—	—		

略

注 1～4 略

5 略

6 略

7 小売電気事業者からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。

8 自家発電分は、実数値のみを記載してください。

9 略

様式第3号（第8条関係）

事業者達成状況報告書

事業者達成状況報告書

<p>職 氏名 様</p> <p>届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県地球温暖化対策条例第8条第5項（第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>様式第4号（第11条関係）</p> <p>駐停車時エンジン停止推進事業者認証申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>申請者 郵便番号 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>駐停車時エンジン停止推進事業者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1・2 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第6号（第17条関係）</p> <p>建築物環境配慮計画書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出者（建築主） 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項（第20条第1項）の規定により次のとおり提出します。</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>略</p>	<p>年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出者 住所 氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県地球温暖化対策条例第8条第5項（第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>様式第4号（第11条関係）</p> <p>駐停車時エンジン停止推進事業者認証申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>申請者 郵便番号 住所 氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>駐停車時エンジン停止推進事業者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1・2 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第6号（第17条関係）</p> <p>建築物環境配慮計画書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出者（建築主） 住所 氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項（第20条第1項）の規定により次のとおり提出します。</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>略</p>
--	--

<p>様式第7号（第17条関係）</p> <p>建築物環境配慮計画変更届出書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出者（建築主） 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。</p> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>注 略</p>	<p>様式第7号（第17条関係）</p> <p>建築物環境配慮計画変更届出書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出者（建築主） 住所 氏名 回 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。</p> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>注 略</p>
<p>様式第8号（第17条関係）</p> <p>建築物工事完了報告書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出者（建築主） 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。</p> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>注 略</p>	
<p>様式第8号（第17条関係）</p> <p>建築物工事完了報告書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出者（建築主） 住所 氏名 回 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。</p> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>注 略</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県自然環境保全条例施行規則（昭和50年鳥取県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第14条関係）</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>(キ) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第66条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(ク)～(ム) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p>	<p>別表第1（第14条関係）</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>(キ) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(ク)～(ム) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p>
<p>別表第2（第17条、第19条、第31条関係）</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ウ 略</p> <p>エ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地上に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法<u>第66条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第16条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第20条第1項後段の規定による協議に係るものも含む。）を改築し、又は増築すること。</p>	<p>別表第2（第17条、第19条、第31条関係）</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ウ 略</p> <p>エ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地上に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第16条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第20条第1項後段の規定による協議に係るものも含む。）を改築し、又は増築すること。</p>

<p>オ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>カ～ネ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ク～サ 略</p> <p>(8)～(10) 略</p>	<p>オ <u>漁港漁場整備法</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>カ～ネ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>ク～サ 略</p> <p>(8)～(10) 略</p>
---	---

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第15条関係）</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設について駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>サ～タ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 広告物、立看板、標識その他これらに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告、案内そ</p>	<p>別表第1（第15条関係）</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>サ～タ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 広告物、立看板、標識その他これらに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告、案内そ</p>

の他これらに類するものを工作物等に表示することであって次に掲げるもの
ア～エ 略
オ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条
第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
(6)～(12) 略

の他これらに類するものを工作物等に表示することであって次に掲げるもの
ア～エ 略
オ 漁港漁場整備法第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
(6)～(12) 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 浄化槽管理士（浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者を除く。）が過去5年間に条例第11条第2項の知事が指定する研修を受けたことを証する書類</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 浄化槽管理士が過去5年間に条例第11条第2項の知事が指定する研修を受けたことを証する書類</p> <p>(4)～(7) 略</p>
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>浄化槽保守点検業者の登録（更新の登録）を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 住 所 申請者 フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>略</p> <p>注 「知事が指定する研修を受けた年月日」の欄は、浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者にあっては、浄化槽管理士免状の交付の年月日を記入すること。</p> </div>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>浄化槽保守点検業者の登録（更新の登録）を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 住 所 申請者 フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>略</p> </div>

様式第5号（第5条関係）

(表 面)

略

(裏 面)

略

備考 「知事が指定する研修を受けた年月日」の欄は、浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者にあっては、「浄化槽管理士免状の交付の年月日」とする。

様式第6号（第6条関係）

浄化槽保守点検業者変更登録申請書

職 氏名 様

浄化槽保守点検業者の変更の登録を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

注 「知事が指定する研修を受けた年月日」の欄は、浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者にあっては、浄化槽管理士免状の交付の年月日を記入すること。

様式第5号（第5条関係）

(表 面)

略

(裏 面)

略

様式第6号（第6条関係）

浄化槽保守点検業者変更登録申請書

職 氏名 様

浄化槽保守点検業者の変更の登録を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第25号

鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県天神川流域下水道事業財務規則（令和2年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(随意契約によることができる場合の契約金額) 第46条 令 <u>第21条の13第1項第1号</u> に規定する予定価格の額は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略	(随意契約によることができる場合の契約金額) 第46条 令 <u>第21条の14第1項第1号</u> に規定する予定価格の額は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略
(随意契約による手続) 第47条 知事は、令 <u>第21条の13第1項第3号</u> の規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。 (1)～(3) 略 2 略	(随意契約による手続) 第47条 知事は、令 <u>第21条の14第1項第3号</u> の規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。 (1)～(3) 略 2 略
(入札保証金及び契約保証金) 第48条 令 <u>第21条の14</u> の入札保証金の額は、入札見積金額の100分の5以上の額とし、同条の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。 2 略	(入札保証金及び契約保証金) 第48条 令 <u>第21条の15</u> の入札保証金の額は、入札見積金額の100分の5以上の額とし、同条の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。 2 略
(賠償責任を有する職員の指定) 第51条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第1項後段</u> の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略	(賠償責任を有する職員の指定) 第51条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第1項後段</u> の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第26号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(貸付金の償還方法等)	(貸付金の償還方法等)
第5条 略	第5条 略
2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが <u>令和7年3月31日</u> までに借り入れる貸付金(以下この条において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。	2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが <u>令和6年3月31日</u> までに借り入れる貸付金(以下この条において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
3・4 略	3・4 略

(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(貸付金の種類、貸付限度額等)	(貸付金の種類、貸付限度額等)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による	3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による

影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが令和7年3月31日までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。

(1)・(2) 略

影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが令和6年3月31日までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。

(1)・(2) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則（平成20年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事務局に事務局長のほか、次長、<u>主幹</u>、副主幹及び主事（以下これらを「職員」という。）を置くことができる。</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事務局に事務局長のほか、次長、副主幹及び主事（以下これらを「職員」という。）を置くことができる。</p>
<p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>主幹及び副主幹</u>は、上司の命を受け、分担事務を処理する。</p> <p>4 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 副主幹は、上司の命を受け、分担事務を処理する。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港漁場整備法施行細則（昭和34年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u>	<u>鳥取県漁港漁場整備法施行細則</u>
(目的) 第1条 この規則は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び <u>鳥取県漁港管理条例</u> （昭和34年鳥取県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、 <u>漁港漁場整備法</u> （昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び <u>鳥取県漁港管理条例</u> （昭和34年鳥取県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(漁港区域内における行為についての協議) 第17条 略	(漁港区域内における行為についての協議) 第17条 略
<u>(漁港施設等活用事業に係る漁港施設の貸付けに関する特例)</u> 第18条 法第44条第1項の規定による漁港施設の貸付けを行う場合には、 <u>鳥取県公有財産事務取扱規則</u> （昭和39年鳥取県規則第27号）第17条第3項及び第19条第3項の規定にかかわらず、行財政改革推進課長の関連審査を要しないものとする。	
<u>2 鳥取県公有財産事務取扱規則第18条の規定にかかわらず、法第44条第1項の規定による漁港施設の貸付期間は、法第41条第2項第2号の実施期間として定められた期間以内とする。</u>	
第9号様式（第10条関係） 変更許可（承認）申請書 職 氏 名 様 変更の許可（承認）を受けたいので、 <u>鳥取県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u> 第10条の規定により、次のとおり申請します。 年 月 日	第9号様式（第10条関係） 変更許可（承認）申請書 職 氏 名 様 変更の許可（承認）を受けたいので、 <u>鳥取県漁港漁場整備法施行細則</u> 第10条の規定により、次のとおり申請します。 年 月 日
住所 申請者	住所 申請者

<p>氏名 (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)</p> <p>略</p> <p>第10号様式（第11条関係） 占用廃止届</p> <p>職 氏 名 様 漁港施設の占用を廃止したので、<u>鳥取県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u>第11条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 届出者 氏名 (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)</p> <p>略</p> <p>第11号様式（第12条関係） 土地（水面）立入（使用）許可申請書</p> <p>職 氏 名 様 土地（水面）の立入り（使用）の許可を受けたいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第24条第1項後段の規定により次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)</p> <p>略</p> <p>注 位置図及び実測平面図を添付すること。</p> <p>第12号様式（第13条関係） 漁港区域内における行為についての許可申請書</p> <p>職 氏 名 様 漁港区域内の水域（公共空地）における行為の許可を受けたいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第39条第1項の規定により次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p>	<p>氏名 <u>印</u> (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)</p> <p>略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>第10号様式（第11条関係） 占用廃止届</p> <p>職 氏 名 様 漁港施設の占用を廃止したので、<u>鳥取県漁港漁場整備法</u>施行細則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 届出者 氏名 (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)</p> <p>略</p> <p>第11号様式（第12条関係） 土地（水面）立入（使用）許可申請書</p> <p>職 氏 名 様 土地（水面）の立入り（使用）の許可を受けたいので、<u>漁港漁場整備法</u>第24条第1項後段の規定により次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名 <u>印</u> (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)</p> <p>略</p> <p>注 1 位置図及び実測平面図を添付すること。 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>第12号様式（第13条関係） 漁港区域内における行為についての許可申請書</p> <p>職 氏 名 様 漁港区域内の水域（公共空地）における行為の許可を受けたいので、<u>漁港漁場整備法</u>第39条第1項の規定により次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p>
--	--

<p>申請者 住所 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、名称及び 代表者の氏名</div> 略 注 略</p> <p>第13号様式（第15条関係） 漁港区域内における行為着手（完了）届 職 氏 名 様 漁港区域内における行為に着手（行為を完了）したの で、<u>鳥取県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u> 第15条の規定により次のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、名称及び 代表者の氏名</div> 略</p> <p>第14号様式（第16条関係） 氏名（名称、住所）変更届 職 氏 名 様 氏名（名称、住所）に変更があったので、<u>鳥取県漁港</u> <u>及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u>第16条の規定 により次のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、名称及び 代表者の氏名</div> 略</p> <p>第15号様式（第17条関係） 漁港区域内における行為についての協議書 職 氏 名 様 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第39条第4項の 規定により漁港区域内の水域（公共空地）における行為 について次のとおり協議します。 年 月 日 協議者 住所 名称及び代表者の氏名 略 注 略</p>	<p>申請者 住所 氏名 印 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、名称及び 代表者の氏名</div> 略 注 略</p> <p>第13号様式（第15条関係） 漁港区域内における行為着手（完了）届 職 氏 名 様 漁港区域内における行為に着手（行為を完了）したの で、<u>鳥取県漁港漁場整備法施行細則</u>第15条の規定により 次のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、名称及び 代表者の氏名</div> 略</p> <p>第14号様式（第16条関係） 氏名（名称、住所）変更届 職 氏 名 様 氏名（名称、住所）に変更があったので、<u>鳥取県漁港</u> <u>漁場整備法施行細則</u>第16条の規定により次のとおり届 け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、名称及び 代表者の氏名</div> 略</p> <p>第15号様式（第17条関係） 漁港区域内における行為についての協議書 職 氏 名 様 <u>漁港漁場整備法</u>第39条第4項の規定により漁港区域 内の水域（公共空地）における行為について次のとおり 協議します。 年 月 日 協議者 住所 名称及び代表者の氏名 略 注 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第29号

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 収入	第2章 収入
第1節～第5節 略	第1節～第5節 略
第6節 徴収又は収納の委託（第26条— <u>第26条の4</u> ）	第6節 徴収又は収納の委託（第26条・ <u>第26条の2</u> ）
第7節・第8節 略	第7節・第8節 略
第3章～第10章 略	第3章～第10章 略
第11章 検査（第163条— <u>第169条</u> ）	第11章 検査（第163条— <u>第171条</u> ）
第12章 雜則	第12章 雜則
<u>第1節 責任（第170条・第171条）</u>	<u>第1節 事務引継ぎ（第172条—第175条）</u>
<u>第2節 帳票等の様式（第172条）</u>	<u>第2節 責任（第176条・第177条）</u>
附則	<u>第3節 帳票等の様式（第178条）</u>
(電子出納員)	附則
第5条の2 前条の出納員に加え、部及び出納機関に会計管理者が所属において電子情報処理組織を利用する方法により処理するものとして別に定める経費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「電子出納員」という。）を置き、次の表の左欄に掲げる部又は出納機関の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者をもって充てる。	(電子出納員)
略	略
(2) 教育委員会事務局	次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める者
	ア イに掲げる事務以外の事務 各所属の課長補佐（これと同等の職を含む。）の職にある者 うち、所属の長が指定するもの
	イ 県内の市町村又は地方公共団体の組合の設置する小学校、中学校又は義務教育学校の教職員 が行う電磁的記録（電子的方式、
	ア イに掲げる事務以外の事務 各所属の課長補佐の職にある者 のうち、所属の長が指定するもの イ 県内の市町村又は地方公共団体の組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の教職員が行う電磁的記

	磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による申請に係る旅費の支出負担行為の確認又は支出に係る事務 教育人材開発課の課長補佐又は係長 <u>(これらと同等の職を含む。)</u> の職にある者(給与を担当する者に限る。)		録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による申請に係る旅費の支出負担行為の確認又は支出に係る事務 教育人材開発課の課長補佐又は係長の職にある者(給与を担当する者に限る。)	
(3) 警察本部	警務部会計課の <u>課長補佐(これと同等の職を含む。)</u> の職にある者 <u>うち、所属の長が指定するもの</u>	(3) 警察本部	警務部会計課の <u>次席</u> の職にある者	
略	略			
2・3 略	2・3 略			
(納付の方法)	(納付の方法)			
第18条 略	第18条 略			
2 前項の規定にかかわらず、 <u>法第243条の2第1項</u> の規定により収納の事務の委託を受けた者が収納する歳入金については、納入者が納入通知書に現金を添えて当該収納 <u>に関する事務</u> の委託を受けた者のコンビニエンスストアの店舗(知事が指定するものに限る。)に納付する方法その他の知事が別に定める方法により納付することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)</u> 第158条第1項及び <u>第158条の2第1項</u> の規定により収納の事務の委託を受けた者が収納する歳入金については、納入者が納入通知書に現金を添えて当該収納 <u>の事務</u> の委託を受けた者のコンビニエンスストアの店舗(知事が指定するものに限る。)に納付する方法その他の知事が別に定める方法により納付することができる。			
3 略	3 略			
(口座振替の方法による納付の方法)	(口座振替の方法による納付の方法)			
第18条の2 指定金融機関等に預金口座を設けている納入者で <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)</u> 第155条の規定により口座振替の方法によって歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。	第18条の2 指定金融機関等に預金口座を設けている納入者で令第155条の規定により口座振替の方法によって歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。			
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略			
(口頭、掲示その他の方法による納入の通知に係る納付の方法)	(口頭、掲示その他の方法による納入の通知に係る納付の方法)			
第18条の3 略	第18条の3 略			
2 略	2 略			
3 第1項の規定にかかわらず、第15条第2項の納付書の発行を受けた納入者による納付については、第18条	3 第1項の規定にかかわらず、第15条第2項の納付書の発行を受けた納入者は、第18条第3項各号に掲げる			

<u>第2項及び第3項の規定を準用する。</u>	<u>方法により指定金融機関等に納付することができる。</u>
(徴収又は収納の委託) 第26条 知事又は出納機関の長は、法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成しなければならない。この場合において、知事が委託したときは会計管理者に、出納機関の長が委託したときは知事及び会計管理者に通知しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) <u>法第243条の2第8項の規定による会計管理者の検査の実施に関する事項</u> (9) <u>法第243条の2の2第1項の規定による帳簿の記載及び保存の方法</u> (10) 略 2～4 略	(徴収又は収納の委託) 第26条 知事又は出納機関の長は、 <u>令第158条第1項又は第158条の2第1項</u> の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成しなければならない。この場合において、知事が委託したときは会計管理者に、出納機関の長が委託したときは知事及び会計管理者に通知しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>記録管理の方法</u> (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 2～4 略
(徴収又は収納の委託の検査) 第26条の2 会計管理者は、前条第1項の規定により委託を受けた者について、法第243条の2第8項に規定する検査を行うときは、会計管理部、政策戦略本部税務課、県税事務所(鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条の規定により設置された県税事務所をいう。)又は委託事務を所管する部若しくは機関の職員のうちから検査員を命ずる。	(徴収又は収納の委託の検査) 第26条の2 会計管理者は、 <u>令第158条第4項</u> に規定する検査を行うときは、会計管理部又は委託事務を所管する部若しくは機関の職員のうちから検査員を命ずる。
<u>2 会計管理者は、令第158条の2第3項に規定する検査を行うときは、会計管理部会計指導課、政策戦略本部税務課又は県税事務所(鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条の規定により設置された県税事務所をいう。)の職員のうちから検査員を命ずる。</u>	<u>2 会計管理者は、令第158条の2第3項に規定する検査を行うときは、会計管理部会計指導課、政策戦略本部税務課又は県税事務所(鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条の規定により設置された県税事務所をいう。)の職員のうちから検査員を命ずる。</u>
<u>3 略</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u>	<u>3 略</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u>
(収納の事務を委託することができる歳入等) 第26条の3 法第243条の2の5第1項の規定によりそ	(収納の事務を委託することができる歳入等) 第26条の3 <u>令第158条の2第1項の規則で定める歳入</u>

の収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号に掲げる歳入等のうち、同項第1号に該当すると認められるものとする。

- (1) 地方税
- (2) 分担金及び負担金
- (3) 使用料及び手数料
- (4) 財産収入
- (5) 寄附金
- (6) 諸収入
- (7) 歳入歳出外現金(第93条第1項ただし書に規定する納付書を発行するものに限る。)

は、別表第3に掲げる歳入とする。

2 令第158条の2 第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。
- (2) 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務を受託し、又はこれらに類するものの収納に関する事務を処理した実績があること。
- (3) 収納した歳入金を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、及び県に遅滞なく必要な報告を行うことができるること。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることができること。

(指定納付受託者等の指定)

第26条の4 法第231条の2の3第1項又は第243条の2第1項の規定による知事の指定を受けようとする者（以下この条において「申出者」という。）は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する申出書に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 住所又は事務所の所在地
- (3) 指定を受けようとする日

2 前項の申出書には令第158条各号又は第173条各号に掲げる要件を満たすことを証する書類又は電磁的記録を添付しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づき申出書等の提出があつたときは、申出者が令第158条各号又は第173条各号に掲げる要件を満たす者であることを確認しなければ

<p><u>ならない。</u></p> <p><u>4 地方自治法施行規則第12条の2の15第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する地方公共団体の長が定める日は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更する日から起算して20日前の日とする。</u></p> <p>(指定金融機関等の収納)</p> <p>第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第18条第3項(第18条の3第3項の規定において準用する場合を含む。)又は第18条の3第2項に規定する方法(以下「電子収納」という。)による納付があったとき。</p> <p>2～10 略</p> <p>第38条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事又は出納機関の長の行う支出負担行為について、支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第3に定める区分によるものとする。</p> <p>5 前項の別表第3に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第4に定める経費(第70条第5号に掲げる経費を除く。)に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第4に定める区分によらなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>(指定出納取扱店等における隔地払)</p> <p>第62条 略</p> <p>第79条 知事又は出納機関の長は、法第243条の2の規定により支出に関する事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書を作成しなければならない。この場合において、出納機関の長が委託したときは、知事及び会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(指定金融機関等の収納)</p> <p>第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第18条第3項又は第18条の3第2項若しくは第3項に規定する方法(以下「電子収納」という。)による納付があったとき。</p> <p>2～10 略</p> <p>第38条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事又は出納機関の長の行う支出負担行為について、支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第4に定める区分によるものとする。</p> <p>5 前項の別表第4に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第5に定める経費(第70条第5号に掲げる経費を除く。)に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第5に定める区分によらなければならぬ。</p> <p>6・7 略</p> <p>(指定出納取扱店等における隔地払)</p> <p>第62条 略</p> <p><u>2 前項の場合において、支払場所が知事が指定した区域以外の地であるときは、別段預金勘定への受入れの後直ちに払い出し、適宜の方法により送金しなければならない。</u></p> <p>第79条 知事又は出納機関の長は、令第165条の3の規定により支出の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書を作成しなければならない。この場合において、出納機関の長が委託したときは、知事に通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 記録管理の方法</u></p>
--	--

<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>法第243条の2第8項の規定による会計管理者の検査の実施に関する事項</u></p> <p>(7) <u>法第243条の2の2第1項の規定による帳簿の記載及び保存の方法</u></p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第26条の2の規定は、第1項の規定により委託を受けた者について法第243条の2第8項の規定により行う検査についてこれを準用する。</u></p> <p>(歳入歳出外現金の納付)</p> <p>第93条 県に歳入歳出外現金を納付しようとする者は、歳入歳出外現金納付書（保管証書）（様式第32号）又は有価証券納付書（保管証書）（様式第33号）に、現金又は有価証券を添えて、会計管理者又は出納員に納付しなければならない。ただし、次に掲げる歳入歳出外現金については、納付書により指定金融機関等に納付することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>森林環境税</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(歳入歳出外現金の納付)</p> <p>第93条 県に歳入歳出外現金を納付しようとする者は、歳入歳出外現金納付書（保管証書）（様式第32号）又は有価証券納付書（保管証書）（様式第33号）に、現金又は有価証券を添えて、会計管理者又は出納員に納付しなければならない。ただし、次に掲げる歳入歳出外現金については、納付書により指定金融機関等に納付することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第170条 削除</u></p> <p><u>第171条 削除</u></p> <p><u>第1節 事務引継ぎ</u></p> <p><u>(出納員等の引継ぎ)</u></p> <p>第172条 <u>出納員、電子出納員、分任出納員及び資金前渡出納員（以下この節において「出納員等」という。）の交替があった場合においては、前任者はその出納を締め切り、その発令の日から2週間以内に後任者に引き継がなければならない。</u></p> <p>2 <u>出納機関の出納員又は資金前渡出納員は、前項の規定により引継ぎをする場合においては、現金、書類、帳簿及び帳票その他の物件について、引継目録を作成しなければならない。この場合において、歳入表、歳出表、歳入歳出外現金整理表及び現金出納計算書（様式第39号）又は前渡資金出納計算書を引継目録に添付し、帳簿については発令日の最終記帳をもって合計</u></p>
---	--

額を記入し、引継目録及び帳簿に引継年月日を記載のうえ、引継ぎの当事者がこれに連署し、後任者が保管しなければならない。

- 3 前項の場合において出納機関の出納員にあっては、別に定める場合を除き、歳入表、歳出表及び歳入歳外出現金整理表に統轄店の、現金出納計算書に指定金融機関の証明を、資金前渡出納員にあっては、前渡資金出納計算書に現金の預け入れをしている金融機関等の証明を添えなければならない。
- 4 部及び出納機関に指定しない機関の出納員又は分任出納員は、第1項の規定により引継ぎをする場合においては、現金出納計算書を作成し、第2項の例により行わなければならない。
- 5 出納員等は、特別の理由により第1項の期間内に引き継ぐことができないときは、会計管理者の指示を受けなければならない。

(引継ぎの報告)

第173条 前条第1項の規定による引継ぎを終えたときは、出納機関の後任出納員及び後任資金前渡出納員にあっては引継目録を添えて所属の長に報告し、後任分任出納員にあっては引継目録を添えて所属の出納員に報告しなければならない。

(前任者がいない場合の引継ぎ)

第174条 出納員等が死亡その他の理由により、みずから引き継ぐことができないときは、所属の長が命じた職員がその手続をしなければならない。

(出納機関の長の引継ぎ)

第175条 出納機関の長に交替があった場合においては、第172条の例により引継ぎをしなければならない。

第1節 責任

(賠償責任を有する職員の指定)

第170条 法第243条の2の8第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(4) 略

(事故報告)

第171条 略

第2節 帳票等の様式

第2節 責任

(賠償責任を有する職員の指定)

第176条 法第243条の2の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(4) 略

(事故報告)

第177条 略

第3節 帳票等の様式

第172条 略

附 則
(施行期日)
1 略
(経過措置)
2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

政策戦略本部政策戦略局東京本部	政策戦略本部政策戦略局東京本部の <u>課長補佐</u>
政策戦略本部政策戦略局関西本部	政策戦略本部政策戦略局関西本部の <u>課長補佐</u>
総務部行政体制整備局職員人材開発センター	総務部行政体制整備局職員人材開発センターの課長補佐
地域社会振興部美術館	地域社会振興部美術館の課長補佐
略	
教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター	教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターの参事

第178条 略

附 則
(施行期日)
1 略
(経過措置)
2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

政策戦略本部政策戦略局東京本部	政策戦略本部政策戦略局東京本部の <u>総務・関係人口・県立ハローワークチームの主幹</u>
政策戦略本部政策戦略局関西本部	政策戦略本部政策戦略局関西本部 <u>観光・情報発信・販路開拓チームの主幹</u>
総務部行政体制整備局職員人材開発センター	総務部行政体制整備局職員人材開発センターの課長補佐
略	
教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター	教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターの参事
教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課	教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課の課長補佐

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
鳥取県中部総合事務所	県民福祉局 <u>会計総務課</u> の課長補佐
鳥取県西部総合事務所	(1) 県民福祉局 <u>会計総務課</u> の課長補佐 (2) 略
略	
鳥取県中部県税事務所	(1) 中部総合事務所県民福祉局 <u>会計総務課</u> の課長補佐 (2) 略
鳥取県西部県税事務所	(1) 西部総合事務所県民福祉局 <u>会計総務課</u> の

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
鳥取県中部総合事務所	県民福祉局 <u>総務室</u> の室長
鳥取県西部総合事務所	(1) 県民福祉局 <u>総務室</u> の室長 (2) 略
略	
鳥取県中部県税事務所	(1) 中部総合事務所県民福祉局 <u>総務室</u> の室長 (2) 略
鳥取県西部県税事務所	(1) 西部総合事務所県民福祉局 <u>総務室</u> の

	<u>課長補佐</u> (2) 略		<u>室長</u> (2) 略
略			略
鳥取県埋蔵文化財センター	<u>課長補佐</u>	鳥取県埋蔵文化財センター	<u>次長</u>
鳥取県立青谷かみじ ち史跡公園	<u>課長補佐又は係長</u>	鳥取県立青谷かみじ ち史跡公園	係長
略			略
鳥取県東部建築住宅 事務所	<u>課長補佐</u>	鳥取県東部建築住宅 事務所	<u>課長補佐</u>
鳥取県犯罪被害者総 合サポートセンター	<u>課長補佐</u>	略	
略			略
鳥取県八頭県土整備 事務所	<u>東部地域振興事務所八頭 振興課の課長補佐</u>	鳥取県八頭県土整備 事務所	<u>建設総務課の課長補佐</u>
略			略

別表第2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
政策戦略 本部税務 課	1～3 略 <u>4 指定納付受託者へ支払う事務 取扱手数料の繰替払に関する事 務（政策戦略本部税務課の所掌 する事務に係るものに限る。）</u>
輝く鳥取 創造本部 <u>とつとり</u> 暮らし推 進局人口 減少社会 対策課	略
輝く鳥取 創造本部 観光交流 局観光戦 略課	鳥取県多言語観光ホームページに 係る宿泊成約手数料の収納事務
略	

別表第2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
政策戦略 本部税務 課	1～3 略
輝く鳥取 創造本部 <u>中山間・ 地域振興</u> 局人口減 少社会対 策課	
輝く鳥取 創造本部 観光交流 局観光戦 略課	鳥取県多言語観光ホームページに 係る宿泊成約手数料の収納事務
輝く鳥取 創造本部 観光交流 局交流推 進課	鳥取県手数料徴収条例（平成12年 鳥取県条例第37号）第2条第1項 第4号に規定する手数料の収納事 務
略	

総務部行政体制整備局行財政改革推進課	1～4 略 <u>5 指定納付受託者へ支払う事務</u> 取扱手数料の繰替払に関する事務（総務部行政体制整備局行財政改革推進課の所掌する事務に係るものに限る。）	総務部行政体制整備局行財政改革推進課	1～4 略
地域社会振興部県民課	略	地域社会振興部県民参画協働課	略
地域社会振興部文化財局文化財課	鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項 第325号に規定する手数料の収納事務	地域社会振興部文化財局文化財課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第325号に規定する手数料の収納事務
福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第5条第1項及び第2項に規定する掛金の収納事務	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第5条第1項及び第2項に規定する掛金の収納事務
子ども家庭部家庭支援課	1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項に規定する不正利得の収納事務及び同法第28条に規定する届出を怠ったことによる過払金の収納事務 2 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納及び保管に関する事務	福祉保健部健康医療局健康政策課	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務（福祉保健部健康医療局健康政策課の所掌する事務に係るものに限る。）
	略	略	略
子ども家庭部家庭支援課	1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項に規定する不正利得の収納事務及び同法第28条に規定する届出を怠ったことによる過払金の収納事務 2 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納及び保管に関する事務	子ども家庭部家庭支援課	1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項に規定する不正利得の収納事務及び同法第28条に規定する届出を怠ったことによる過払金の収納事務 2 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納及び保管に関する事務
生活環境部衛生環境研究所	1 現金（基金に属する現金を除く。）の収納及び保管に関する事務 2 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 3 契約保証金の領収及び払込みに関する事務	生活環境部衛生環境研究所	1 現金（基金に属する現金を除く。）の収納及び保管に関する事務 2 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 3 契約保証金の領収及び払込みに関する事務

			4 有価証券の出納及び保管に関する事務
略			略
危機管理部・生活環境部原子力環境センター	1 現金（基金に属する現金を除く。）の収納及び保管に関する事務 2 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 3 契約保証金の領収及び払込みに関する事務 4 有価証券の出納及び保管に関する事務	危機管理部・生活環境部原子力環境センター	1 現金（基金に属する現金を除く。）の収納及び保管に関する事務 2 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 3 契約保証金の領収及び払込みに関する事務 4 有価証券の出納及び保管に関する事務
福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所	1 現金（基金に属する現金を除く。）の収納及び保管に関する事務 2 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 3 契約保証金の領収及び払込みに関する事務 4 有価証券の出納及び保管に関する事		
略			略
会計管理部会計指導課	1～7 略 <u>8 指定納付受託者へ支払う事務取扱手数料の繰替払に関する事務（他の出納員に委任させる事務を除く。）</u>	会計管理部会計指導課	1～7 略
教育委員会事務局教育総務課	1 略 2 略	教育委員会事務局教育総務課	1 <u>ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務（教育委員会事務局の所掌する事務に係るものに限る。）</u> 2 略 3 略
略		略	
出 納 機 関	鳥取県西部門総合事務所	1 県民福祉局会計総務課の課長補佐に委任させる事務 (1)～(4) 略 2 略	1 県民福祉局総務室の室長に委任させる事務 (1)～(4) 略 2 略
	略		略

鳥取県中部税事務所・鳥取県西部県税事務所	1 県民福祉局会計総務課の課長補佐に委任させる事務 (1)～(4) 略 2 略	鳥取県中部税事務所・鳥取県西部県税事務所	1 県民福祉局総務室の室長に委任させる事務 (1)～(4) 略 2 略
鳥取県農業試験場・鳥取県園芸試験場・鳥取県畜産試験場・鳥取県中小家畜試験場	1 課長補佐に委任させる事務 (1) 現金の収納及び保管に関する事務 (2) 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 (3) 有価証券の出納及び保管に関する事務 (4) 物品の出納及び保管に関する事務（2に掲げる事務を除く。） 2 課長補佐以外の職にある者に委任させる事務 物品（生産品に限る。）の出納及び保管に関する事務	鳥取県農業試験場・鳥取県園芸試験場・鳥取県畜産試験場・鳥取県中小家畜試験場	1 課長補佐に委任させる事務 (1) 現金の収納及び保管に関する事務 (2) 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 (3) 有価証券の出納及び保管に関する事務 (4) 物品の出納及び保管に関する事務（2に掲げる事務を除く。） 2 課長補佐以外の職にある者に委任させる事務 物品（生産品に限る。）の出納及び保管に関する事務
総合療育センター・鳥取療育園・中部療育園	1 現金の収納及び保管に関する事務 2 指定納付受託者へ支払う事務 取扱手数料の繰替払に係る事務（当該出納機関の所掌する事務に係るものに限る。） 3 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 4 有価証券の出納及び保管に関する事務 5 物品の出納及び保管に関する事務		
博物	1 現金の収納及び保管に関する		

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">館</td><td style="width: 90%;"> <p>事務</p> <p>2 指定納付受託者へ支払う事務 取扱手数料の繰替払に係る事務 (当該出納機関の所掌する事務 に係るものに限る。)</p> <p>3 入札保証金の領収、一時保管 並びに払戻し(手許保管のもの に限る。)及び払込みに関する事 務</p> <p>4 有価証券の出納及び保管に関 する事務</p> <p>5 物品の出納及び保管に関する 事務</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>2 分任出納員に委任させる事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th><th style="width: 90%;">委任事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">政策戦略本部 政策戦略局東京本部</td><td style="width: 90%;"> <p><u>1 ふるさと納税に係る寄附金 の窓口での収納に関する事務</u></p> <p><u>2 烏取県東京アンテナショッ プ内の施設の利用の料金に係 る現金の収納に関する事務</u></p> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </tbody> </table>	館	<p>事務</p> <p>2 指定納付受託者へ支払う事務 取扱手数料の繰替払に係る事務 (当該出納機関の所掌する事務 に係るものに限る。)</p> <p>3 入札保証金の領収、一時保管 並びに払戻し(手許保管のもの に限る。)及び払込みに関する事 務</p> <p>4 有価証券の出納及び保管に関 する事務</p> <p>5 物品の出納及び保管に関する 事務</p>	略		略		区分	委任事務	政策戦略本部 政策戦略局東京本部	<p><u>1 ふるさと納税に係る寄附金 の窓口での収納に関する事務</u></p> <p><u>2 烏取県東京アンテナショッ プ内の施設の利用の料金に係 る現金の収納に関する事務</u></p>	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 90%;"></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>2 分任出納員に委任させる事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th><th style="width: 90%;">委任事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">政策戦略本部 政策戦略局東京本部</td><td style="width: 90%;">ふるさと納税に係る寄附金 の窓口での収納に関する事務</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </tbody> </table>			略		略		区分	委任事務	政策戦略本部 政策戦略局東京本部	ふるさと納税に係る寄附金 の窓口での収納に関する事務	略	
館	<p>事務</p> <p>2 指定納付受託者へ支払う事務 取扱手数料の繰替払に係る事務 (当該出納機関の所掌する事務 に係るものに限る。)</p> <p>3 入札保証金の領収、一時保管 並びに払戻し(手許保管のもの に限る。)及び払込みに関する事 務</p> <p>4 有価証券の出納及び保管に関 する事務</p> <p>5 物品の出納及び保管に関する 事務</p>																								
略																									
略																									
区分	委任事務																								
政策戦略本部 政策戦略局東京本部	<p><u>1 ふるさと納税に係る寄附金 の窓口での収納に関する事務</u></p> <p><u>2 烏取県東京アンテナショッ プ内の施設の利用の料金に係 る現金の収納に関する事務</u></p>																								
略																									
略																									
略																									
区分	委任事務																								
政策戦略本部 政策戦略局東京本部	ふるさと納税に係る寄附金 の窓口での収納に関する事務																								
略																									

別表第3 (第26条の3関係)

区分	歳入の名称
損害賠償金	県営住宅において公営住宅法(昭和26年法律第193号)第29条第7項の規定により徴収する金銭、第32条第3項の規定により徴収する金銭及び同条第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより入居者に対して請求する損害賠償金
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年条例第49号)第24条第3項の規定により徴収する金銭及び同条第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより入居者から徴収する徴収金並びに同条第7号に該当することにより同居者から徴収する徴収金
不正当利得による返り	職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県

還 金	<p>条例第39号) 第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下この表において同じ。)に支給した給与に過誤払があった場合における徴収金</p> <p>職員の給与から厚生年金保険料の源泉控除を行うことができない場合における当該職員の社会保険料相当額の徴収金</p> <p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第23条第1項に基づき徴収する児童扶養手当の不正受給があった場合における徴収金</p> <p>商工労働部長の定めるところにより新たに県内在住者の正規雇用に努めた事業主に対して支給された奨励金の支給決定の取消しに伴う返還金</p> <p>鳥取県産業未来共創条例(令和5年鳥取県条例第37号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた鳥取県産業成長応援条例(令和元年鳥取県条例第4号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第3条第1項の規定による認定を受けた企業立地事業を実施する者に交付された企業立地事業補助金及び同条第2項の規定による認定を受けた次世代ソフトウェア産業等立地事業を実施する者に交付された次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の交付決定の取消しに伴う返還金</p> <p>鳥取県産業未来共創条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県産業成長応援条例第3条第1項の規定による認定を受けた産業成長事業を実施する者に交付された産業成長応援補助金及び同項の規定による認定を受けた次世代ソフトウェア産業等創出事業を実施する者に交付された次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の交付決定の取消しに伴う</p>
-----	--

		返還金 鳥取県産業未来共創条例第4条第1項の規定による認定を受けた産業未来共創事業を実施する者に交付された産業未来共創補助金及び同項の規定による認定を受けた先端的デジタル活用企業立地促進事業を実施する者に交付された先端的デジタル活用企業立地促進補助金の交付決定の取消しに伴う返還金
--	--	---

別表第3 (第38条の2関係) 略別表第4 (第38条の2関係) 略

様式目次

- (1)～(3) 略
- (4) 計算証明関係
- 様式第39号 削除
- 様式第40号 略
- (5) 略

様式第39号 削除別表第4 (第38条の2関係) 略別表第5 (第38条の2関係) 略

様式目次

- (1)～(3) 略
- (4) 計算証明関係
- 様式第39号 現金出納計算書
- 様式第40号 略
- (5) 略

様式第39号 (第172条関係)

年度	摘要	繰 越 額	受 入 額	計	払 出 額	翌月～繰越 額		備 考
						手も と保 管額	指定 金融 機関 等寄 託額	
現金出 納計算 書	歳入 金							
	歳出 金							
出納機 関名								
出納員 氏名	歳入 歳出 外現 金							
年								
月								

日								
現在								
合計								

第2条 烏取県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第27条関係）

(1 - 1)

收 納 金 集 計 票 (鳥 取 県 公 金)

金融機関コード						分類区分		集計表の分類区分		領収済通知書記載の分類区分		
3						10	11	01	01:一般会計県税(OCR)			
								04	04:一般会計税外(OCR)			
								06	06:特別会計(OCR)			
								08	08:歳入歳出外現金(OCR)			
								02	02:一般会計県税(パンチ)			
収納日						納付日		指定金融機関の取扱店舗、指定代理金融機関の取扱店舗及び収納代理金融機関の取扱店舗(取りまとめ店舗を経由して指定金融機関へ納付する県外の取扱店舗を除く。)以外の金融機関の店舗での収納日を記入				
12						18	23					
領収済通知書枚数			金額									
24		26	27								38	
枚											円	
指定金融機関受入店番			指定金融機関受入日					記入例				
39		41	42					0	1	2	3	4
								5	6	7	8	9

(1-2)

収納金集計票

(鳥取県公金)

0	12 90	
金融機関コード 3 9 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
分類区分 10 11 <input type="text"/> <input type="text"/>		集計表の分類区分 領收済通知書記載の分類区分 01:一般会計県税(OCR) 04:一般会計税外(OCR) 06:特別会計(OCR) 08:歳入歳出外現金(OCR) 02:一般会計県税(パンチ)
収 納 日 12 17 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		納 付 日 18 23 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
領收済通知書枚数 24 26 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 枚	金 領 27 38 <input type="text"/> <input type="text"/> 円	
指定金融機関受入店番 39 41 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	指定金融機関受入日 42 47 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
記入例 0 5 1 6 2 7 3 8 4 9	指定金融機関の取扱店舗、指定代理金融機関の取扱店舗及び収納代理金融機関の取扱店舗(取りまとめの店舗を経由して指定金融機関へ納付する県外の取扱店舗を除く。)以外の金融機関の店舗での収納日を記入	

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第3条 鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 雜則	第3章 雜則
第1節・第2節 略	第1節・第2節 略
<u>第3節及び第4節 削除</u>	<u>第3節 削除</u> <u>第4節 事務引継ぎ（第43条—第45条）</u>
第5節～第7節 略	第5節～第7節 略
附則	附則
<u>第3節及び第4節 削除</u>	<u>第3節 削除</u>
<u>第41条から第45条まで 削除</u>	<u>第41条及び第42条 削除</u> <u>第4節 事務引継ぎ</u> <u>(出納員等の引継ぎ)</u> <u>第43条 出納員、分任出納員及び物品出納員（以下この節において「出納員等」という。）の交代があつた場合においては、前任者は、その出納を締め切り、その発令の日から2週間以内に後任者に引き継がなければならない。</u> <u>2 出納員等は、特別の理由により前項の期限内に引き継ぐことができないときは、会計管理者の指示を受けなければならない。</u> <u>第44条 削除</u> <u>(前任者がいない場合の引継ぎ)</u> <u>第45条 出納員等が死亡その他の理由により、みずから引き継ぐことができないときは、所属の長が命じた職員がその手続きをしなければならない。</u>

(鳥取県会計管理部組織規則の一部改正)

第4条 鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(各課の所掌事務)	(各課の所掌事務)

第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

会計指導課

(1)～(9) 略

(10) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2の8に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。

(11)～(15) 略

統括審査課・工事検査課 略

第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

会計指導課

(1)～(9) 略

(10) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2の2に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。

(11)～(15) 略

統括審査課・工事検査課 略

(鳥取県会計管理部等事務決裁規則の一部改正)

第5条 鳥取県会計管理部等事務決裁規則（平成21年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後									改 正 前								
別表第1（第3条関係）									別表第1（第3条関係）								
所 属 名	事項		事務処理権限の区分				出 納 機 関 の 長 の 名 称	所 属 名	事項		事務処理権限の区分				出 納 機 関 の 長 の 名 称		
	種類	内容	知 事 者	専 決 權 者	委 任 決 裁 權 者	出 納 機 關 の 長 の 名 稱		所 属 名	種類	内容	知 事 者	専 決 權 者	委 任 決 裁 權 者	出 納 機 關 の 長 の 名 稱			
会 計 指 導 課	一 法 に基 づく 知事 の權 限に 屬す る事 務	略						会 計 指 導 課	一 法 に基 づく 知事 の權 限に 屬す る事 務	略							
	2 法 第 231 条 の 2 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ る 指 定 納 付 受 託 者 の 指 定 及 び 同 条 第 2	○															

		指 定 の 取 消 の 決 定 及 び 同 条 第 2 項に よ る 指 定 の 取 消 の 告 示												
		略												

2 略

別表第2（第4条関係）

所属名	事項		事務処理権限の区分					
	種類	内容	会計管理者	専決権者	委任決裁権者	課長	会計員	課長
会計指導課	一 法に基づく会計管理者の権限に属する事務	略						
		5 法第170条 第2項第7号に掲げる決算の調製	○					
会計指導課	6 法第243条の2第8項の規定による指定公金事務取扱者の検査の実施及び同条第9項の規定による検査結果に基づく必要な措置を求	○						

別表第2（第4条関係）

所属名	事項		事務処理権限の区分					
	種類	内容	会計管理者	専決権者	委任決裁権者	課長	会計員	課長
会計指導課	一 法に基づく会計管理者の権限に属する事務	略						
		5 法第170条 第2項第7号に掲げる決算の調製	○					
会計指導課	6 法第243条の2第8項の規定による指定公金事務取扱者の検査の実施及び同条第9項の規定による検査結果に基づく必要な措置を求	○						

	める決定							
二 地 方自 治法 施 行 令に 基づ く会 計管 理者 の權 限に 属す る事 務								
	二 地 方自 治法 施 行 令に 基づ く会 計管 理者 の權 限に 属す る事 務	1 同令第158 条第4項の規 定による歳入 の徴収又は收 納の事務を私 人に委託した 場合における 委託事務の検 査の実施	○					
		2 同令第158 条の2第3項 の規定による 歳入の徴収又 は收納の事務 を私人に委託 した場合にお ける委託事務 の検査の実施	○					
	同令第168 条の4第1項 の規定による 指定金融機 関、指定代理 金融機関及び 収納代理金融 機関の検査の 実施並びに同 条第2項の規 定による検査 結果に基づく 必要な措置を 求める決定 (一) 特に重要 なもの (二) (一)以外 のもの	○ ○						
	略	3 同令第168 条の4第1項 の規定による 指定金融機 関、指定代理 金融機関及び 収納代理金融 機関の検査の 実施並びに同 条第2項の規 定による検査 結果に基づく 必要な措置を 求める決定 (一) 特に重要 なもの (二) (一)以外 のもの	○	○				
	略	略						
	略	略						

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則を廃止する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に廃止前の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（以下「旧規則」という。）第6条第1項の規定により交付額が決定された鳥取県防災・危機管理対策交付金については、旧規則の規定は、この規則の施行後もなおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧規則第8条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項中「翌年度に交付する交付金」とあるのは「翌年度に交付する補助金等（鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「補助金等規則」という。）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）のうち知事が別に定めるもの」と、同項及び同条第4項中「第3条の規定による額」とあるのは「補助金等規則第4条に規定する要綱の規定により算定される額」とする。

訓 令

鳥取県訓令第3号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 所属長 知事部局の課（課に相当するものを 含む。）の長 <u>及び労働委員会事務局の事務局次長</u> をいう。 (5)～(7) 略 2・3 略	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 所属長 知事部局 <u>及び労働委員会事務局</u> の課（課に相当するものを含む。）の長をいう。 (5)～(7) 略 2・3 略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第4号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、<u>美術館</u>、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、消費生活センター、原子力環境センター、<u>衛生環境研究所</u>、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 所属 本庁等のうち<u>鳥取県行政組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課</u>（同表の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局を含む。）及び<u>鳥取県会計管理部組織規則第2条第1項の規定</u>により設置された課並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(18) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、<u>衛生環境研究所</u>、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、消費生活センター、原子力環境センター、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び<u>鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定</u>により設置された課をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 所属 本庁等に<u>鳥取県行政組織規則第6条の規定</u>により設置された課及び<u>鳥取県会計管理部組織規則第2条第1項の規定</u>により設置された課並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(18) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。